## ○福岡県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

昭和四十四年十二月十八日 福岡県規則第六十号

福岡県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

#### (趣旨)

第一条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号。以下「法」という。)の施行については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号。以下「施行令」という。)及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十四年建設省令第四十八号。以下「施行規則」という。)に規定するもののほかこの規則の定めるところによる。

#### (許可の申請)

- 第二条 法第七条第一項の許可を受けようとする者は、別表に定める急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書に、次の各号に掲げる書類(施設又は工作物の設置若しくは改造その他の工事の施工以外の行為については、第一号に掲げる書類を除く。)を添えて知事に提出しその許可を受けなければならない。
  - 一 設計書及び設計図
  - 二 許可を受けようとする行為の場所を示す見取図及び位置図
  - 三 許可を受けようとする行為について利害関係者があるときは、その利害関係者の承 諾書
  - 四 その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定に基づき許可又は不許可の処分をしたときは、その旨を別表に定める急傾斜地崩壊危険区域内行為許可通知書又は急傾斜地崩壊危険区域内行為不許可通知書により当該申請者に通知する。

# (許可事項の変更申請)

- 第三条 前条第二項の規定による許可の通知を受けた者(以下「許可を受けた者」という。) が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別表に定める急傾斜地崩壊危険区域 内行為変更許可申請書に第二条第一項第一号から第四号までに規定する書類のうち変更 に係るものを添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に基づき許可又は不許可の処分をしたときは、その旨を別表で定める急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可通知書又は急傾斜地崩壊危険区域内不許可通知書により当該申請者に通知する。

(住所、氏名等の変更届出)

第四条 許可を受けた者が、住所(所在地)又は氏名(名称)を変更したときは、その旨をすみ やかに知事に届け出なければならない。

# (行為の着手等の届出)

- 第五条 許可を受けた者が、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、着手の日の 五日前までに別表で定める急傾斜地崩壊危険区域内行為着手届を知事に提出しなければ ならない。
- 2 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を終了したとき、又は当該許可に係る行為を 中止し、若しくは廃止したときは、すみやかに別表に定める急傾斜地崩壊危険区域内行 為終了等届を知事に提出し、その検査を受けなければならない。

## (制限行為の届出)

第六条 法第七条第三項及び施行規則第四条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに当該急傾斜地崩壊危険区域内において法第七条第一項各号に掲げる行為に着手している者は、別表に定める急傾斜地崩壊危険区域内制限行為施行届を知事に提出しなければならない。

### (崩壊防止工事施行の届出)

第七条 急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとする者は、法第十三条第一項及び施行規則 第四条の規定により別表に定める急傾斜地崩壊防止工事施行届を知事に提出しなければ ならない。

# (地位承継の届出)

第八条 許可を受けた者の相続人又は合併後存続する法人、合併により成立した法人若し くは分割により当該権利を承継した法人の代表者は、許可を受けた者が有した権利義務 を承継したときは、すみやかに別表に定める地位承継届を知事に提出しなければならな い。

(平一三規則六四・一部改正)

### (身分証明書)

第九条 法第五条第五項の規定による身分を示す証明書の様式は、別表に定める身分証明 書のとおりとする。

#### (書類の経由)

第十条 この規則により知事に提出する書類は、当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する県

土整備事務所の長を経由しなければならない。

- 2 前項の県土整備事務所の長は、前項の規定により書類の提出があったときは、すみやかに申請内容について必要な調査を行い、意見を付してこれを知事に進達しなければならない。
- 3 第一項の書類の提出部数は、二部とする。

(平一二規則一○・全改、平二一規則三九・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一○号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第三九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。